



# 六管区水路通報第24号

令和6年6月21日

第六管区海上保安本部

## 【目次】

第256項	瀬戸内海 備讃瀬戸、井島水道	海底電力線敷設作業等
第257項	瀬戸内海 備讃瀬戸	船舶気象通報一部業務休止
第258項	瀬戸内海 備讃瀬戸北航路、水島航路及び付近	掘下げ作業等
第259項	瀬戸内海 備讃瀬戸、北木島西方	ヨットレース
第260項	瀬戸内海 三原瀬戸、瀬戸田港	灯付浮標設置
第261項	瀬戸内海 来島海峡	指定経路設定等(予告)
第262項	瀬戸内海 来島海峡	灯標について
第263項	瀬戸内海 広島港、第3区	架橋工事等
第264項	瀬戸内海 周防灘、平生港	灯標光力低下、仮灯設置
第265項	豊後水道	救難訓練
お知らせ	【7/1開始】来島海峡航路西側海域における安全対策について	

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定期的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○水路測量公示

[https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji\\_6kan.html](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html)



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

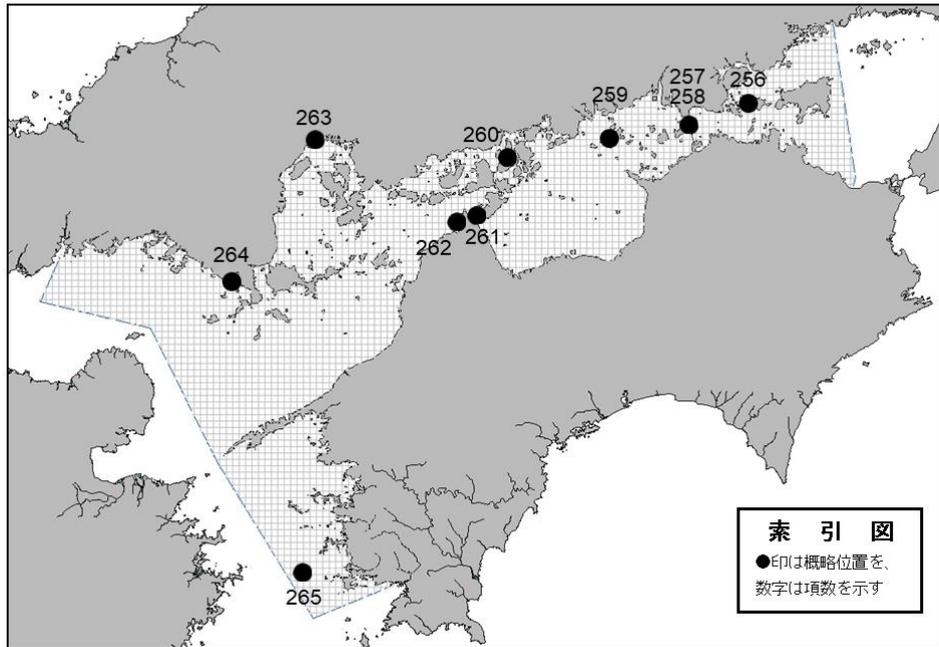
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★6年256項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、井島水道 海底電力線敷設作業等

六管区水路通報6年18号178項削除

期 間 令和6年7月6日まで及び9月2日～12日(予備日を含む)の日出～日没

区 域 (1)～(3)を結ぶ線、(4)、(5)を結ぶ線及び陸岸により  
囲まれる区域

- (1) 34-29-05N 134-01-12E(岸線上)
- (2) 34-29-12N 134-02-02E
- (3) 34-28-56N 134-02-21E(岸線上)
- (4) 34-28-53N 134-02-12E(岸線上)
- (5) 34-28-58N 134-01-12E(岸線上)

- 備 考
- (1) 海底電力線の敷設及び撤去作業を実施
  - (2) 作業船のアンカーワイヤーを示す黄色灯付浮標を設置
  - (3) 夜間、作業船は区域内に停泊する
  - (4) 潜水作業を伴う
  - (5) 警戒船を配置

海 図 W137A-JP137A-W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



★6年257項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸 船舶気象通報一部業務休止

期 間 令和6年7月9日(予備日10日、11日)の1000～1600の内2時間

名 称 青ノ山船舶通航信号所

休止業務 青ノ山船舶通航信号所(下津井レーダー施設)における  
気象観測成果(風向・風速)の提供業務

備 考 船舶気象通報(電話、インターネット・ホームページ、  
MF無線電話)及び沿岸域情報提供システムによる  
気象情報の提供休止

海 図 W100A

出 所 第六管区海上保安本部

★6年258項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸北航路、水島航路及び付近 掘り下げ作業等

期 間 令和6年7月1日～9月30日(予備日を含む)の日出～日没

1. 掘り下げ作業

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-23-08N 133-48-02E
- (2) 34-22-57N 133-48-05E
- (3) 34-22-54N 133-47-47E
- (4) 34-23-05N 133-47-45E

- 備 考 (1) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置  
(2) 巨大船等の通航30分前には作業を中断し、  
作業船は航路外へ退避する  
(3) 警戒船を配置

2. 土砂投入作業

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-23-52N 133-50-40E
- (2) 34-23-44N 133-50-40E
- (3) 34-23-44N 133-50-30E
- (4) 34-23-52N 133-50-30E

区域3 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-24-58N 133-39-56E
- (2) 34-24-40N 133-39-48E
- (3) 34-24-45N 133-39-29E
- (4) 34-25-04N 133-39-38E

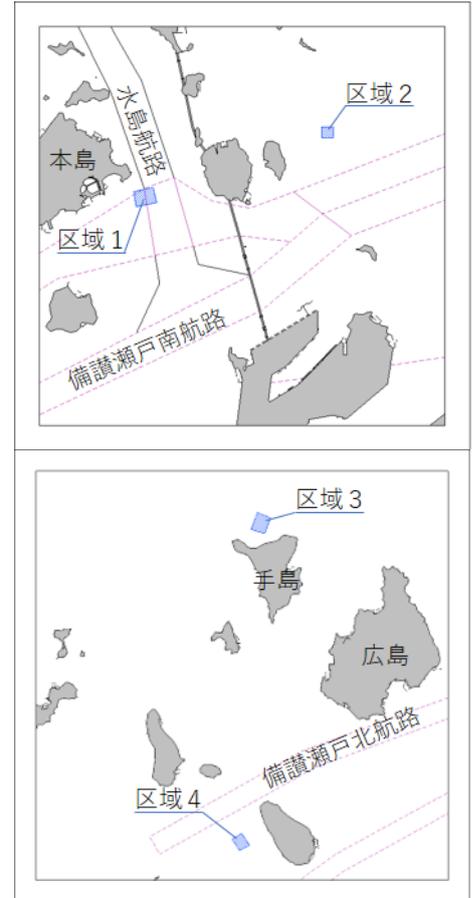
区域4 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-18-56N 133-39-16E
- (2) 34-18-42N 133-39-27E
- (3) 34-18-36N 133-39-13E
- (4) 34-18-49N 133-39-03E

- 備 考 (1) 作業区域を示す黄色灯付浮標を設置(区域2を除く)  
(2) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカー位置に  
黄色灯付浮標を設置  
(3) 警戒船を配置

海 図 W1122-JP137B-W137B-JP153-W153

出 所 第六管区海上保安本部



★6年259項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、北木島西方 ヨットレース

期 間 令和6年7月7日の0855～1330

区域1 7地点を結ぶ線上付近

- (1) 34-24-41N 133-30-17E
- (2) 34-23-55N 133-28-50E
- (3) 34-19-58N 133-29-50E
- (4) 34-20-01N 133-30-39E
- (5) 34-20-50N 133-31-48E
- (6) 34-22-59N 133-29-27E
- (7) 34-23-55N 133-28-50E

区域2 3地点を結ぶ線上付近

- (1) 34-24-41N 133-30-17E
- (2) 34-23-55N 133-28-50E
- (3) 34-21-17N 133-29-02E

備考 (1) 区域2は、気象状況による予備区域

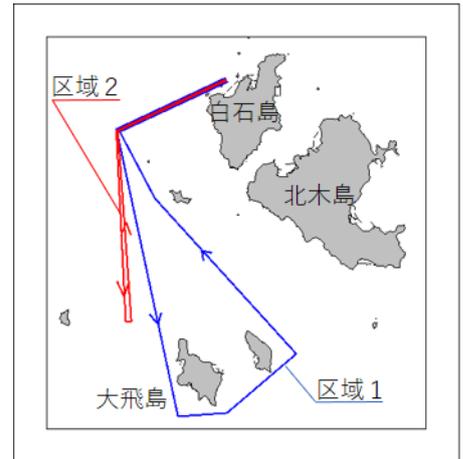
(2) 区域内にコースを示す浮標を設置

(3) 警戒船を配置

海 図 W130-W137B-JP137B-

W1118-W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



★6年260項 瀬戸内海 — 三原瀬戸、瀬戸田港 灯付浮標設置

位置1 34-18-41.0N 133-05-57.0E

備考 赤色灯付赤色塗円柱形浮標(4秒1閃光)

位置2 34-18-33.5N 133-05-56.5E

備考 黄色灯付黄色塗円柱形浮標(4秒1閃光)

海 図 W1129-W103-W1118

出 所 尾道海上保安部



★6年261項 瀬戸内海 — 来島海峡 指定経路設定等(予告)

六管区水路通報6年20号213項削除

期 間 令和6年7月1日1000から施行

1. 指定経路設定

- (1) 来島海峡航路を西向きに航行し、御手洗港防波堤灯台(34-10-39N 132-52-10E)から来島梶取鼻灯台(34-07-06N 132-53-33E)まで引いた線(以下「E線」という。)を横切って航行しようとする船舶は、北流時、来島梶取鼻灯台から27度 5, 210mの地点(以下「A地点」という。)とA地点から258度 1, 850mの地点(以下「B地点」という。)を結んだ線の北側を航行すること。南流時には、A地点とB地点を結んだ線の南側を航行すること。
- (2) E線を横切って来島海峡航路を東向きに航行しようとする船舶は、北流時、A地点とB地点を結んだ線の南側を航行すること。南流時には、A地点とB地点を結んだ線の北側を航行すること。

2. バーチャルAIS航路標識設置

位置1 34-09-24N 132-53-55E、来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識(安全水域標識)

位置2 34-09-37N 132-55-05E、来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識(安全水域標識)

3. 推薦航路の短縮

区 域 3地点を結ぶ線上付近

(1) 33-57.5N 132-42.9E

(2) 33-59.7N 132-44.3E

(3) 34-03.4N 132-48.2E

4. 灯浮標廃止

位置3 34-07.1N 132-52.1E、安芸灘南航路第4号灯浮標

備 考 詳細については、第六管区海上保安本部交通部

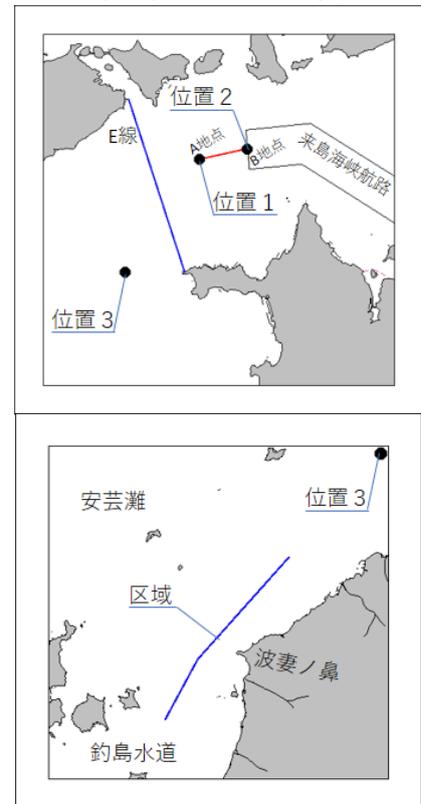
航行安全課に問い合わせられたい。

電話 082-251-5111(代表)

海 図 W132-JP132-W104-JP104-

W141-JP141-W1108-JP1108

出 所 令和6年海上保安庁告示第25号、第六管区海上保安本部



★6年262項 瀬戸内海 — 来島海峡 灯標について

期 間 令和6年7月1日~10月31日(予備日を含む)

名 称 来島西浦沖灯標

位 置 34-08.1N 132-56.1E

備 考 (1) 改修工事に伴い、灯塔の周囲が灰色のシートで覆われる

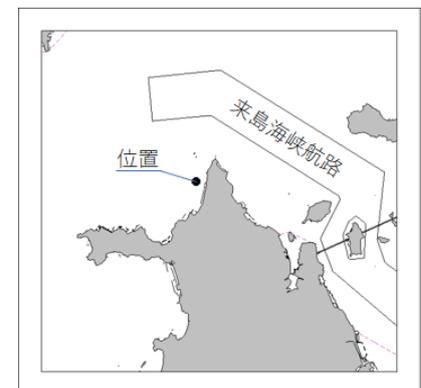
(2) 灯火に影響はない

海 図 W132-JP132-W104-JP104-

JP141-W141-JP1108-W1108

参照書誌 411 4617番

出 所 第六管区海上保安本部



★6年263項

瀬戸内海 — 広島港、第3区 架橋工事等

1. 海上作業

期 間 令和6年6月24日～28日、8月1日～30日(予備日を含む)の日出～日没  
 区域1 (1)～(4)を結ぶ線、(5)～(8)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた区域

- (1) 34-21-14N 132-21-15E(岸線角)
- (2) 34-21-15N 132-21-16E
- (3) 34-21-13N 132-21-19E
- (4) 34-21-19N 132-21-38E(岸線上)
- (5) 34-21-10N 132-21-43E(岸線上)
- (6) 34-21-05N 132-21-32E
- (7) 34-21-03N 132-21-25E
- (8) 34-21-03N 132-21-21E(岸線上)

- 備 考 (1) シンカーの海中設置及び撤去作業  
 (2) シンカーを明示する浮標を設置  
 (3) 潜水作業を伴う  
 (4) 警戒船を配置



2. 架橋工事

期 間 令和6年7月1日～31日(予備日8月1日～9日)の日出～日没  
 区域1 上記と同じ

- 備 考 (1) 作業区域を示す黄色灯付浮標を設置  
 (2) 航路閉鎖となる場合がある  
 (3) 潜水作業を伴う  
 (4) 警戒船を配置

3. 重量物荷役作業

期 間 令和6年7月9日、12日、17日、23日、26日、31日(予備日8月1日～9日)の日出～日没  
 区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-20-42N 132-21-29E
- (2) 34-20-34N 132-21-35E
- (3) 34-20-29N 132-21-23E
- (4) 34-20-38N 132-21-18E

- 備 考 (1) 架橋工事に用資材の荷役作業  
 (2) えい航長約240mで、区域1へ吊えい航する  
 (3) 作業船のアンカー位置に浮標を設置  
 (4) 警戒船を配置

海 図 W1112B-JP1112B

出 所 広島港長

★6年264項

瀬戸内海 — 周防灘、平生港 灯標光力低下、仮灯設置

名 称 円岩灯標  
 位 置 33-54.1N 132-02.1E  
 備 考 仮灯(赤色、モールスA)を設置  
 海 図 W1132-W163-W140-JP1101-  
 W1101-W1102-JP1102-  
 JP1108-W1108

参照書誌 411 5119番  
 出 所 第六管区海上保安本部



★6年265項 豊後水道 ー 救難訓練

期 間 令和6年7月10日、11日の0700～2100

区 域 32-40N 132-20Eの地点を中心とする半径15海里の円内  
のうち132-10E以西を除く

備 考 航空機から火工品等を投下する

海 図 W151-JP151-W1220-JP1220

出 所 第六管区海上保安本部





海上保安庁

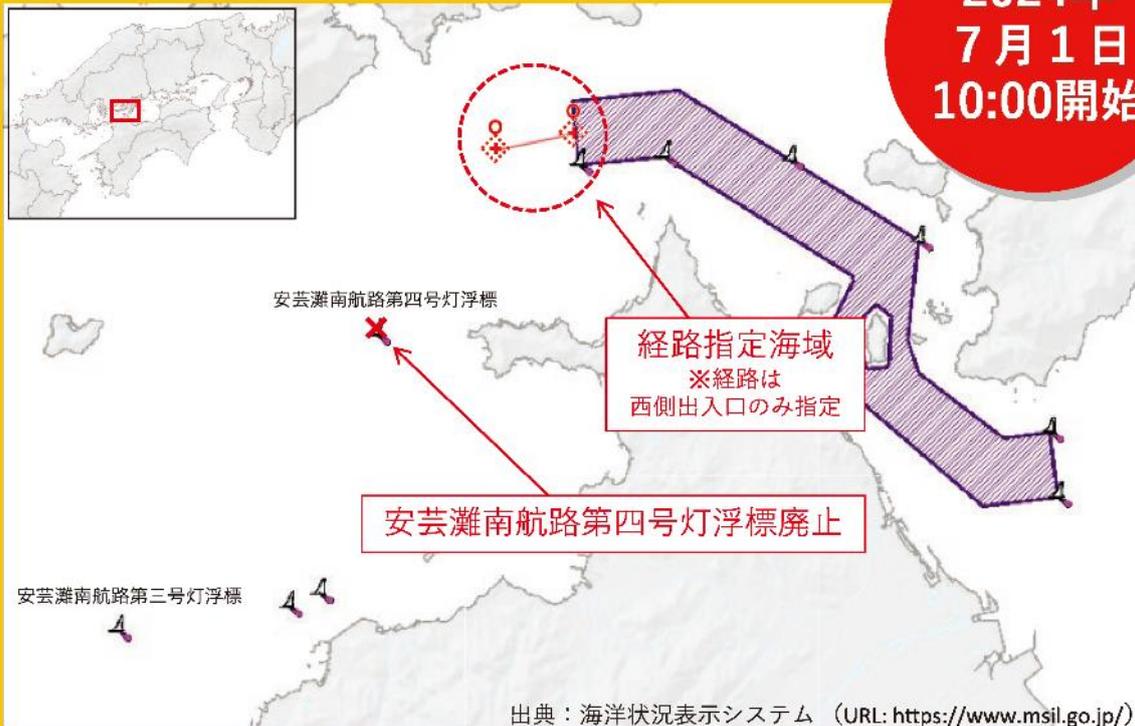


# 来島海峡航路に出入りする際の“経路”を新たに指定します

来島海峡航路を航行する船舶は、海上交通安全法第25条第2項に基づく告示により指定される経路によって航行する必要があります。  
(経路の概要は裏面をご参照ください。)

経路の指定に合わせて安芸灘南航路第四号灯浮標を廃止し、付近の推薦航路を短縮します。

2024年  
7月1日  
10:00開始



経路の指定、バーチャルAIS航路標識の表示及び灯浮標の廃止等に係る詳細は、第六管区海上保安本部ホームページにてご確認ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/safety/kurushima-keiroshitei.html>

問い合わせ

第六管区海上保安本部交通部航行安全課  
広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17  
082-251-5111(代)



第六管区海上保安本部  
ホームページ

2024年  
7月1日  
10:00開始

<経路の概要>

1. 来島海峡航路を西航し、a線を横切って航行しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。
2. a線を横切り、来島海峡航路を東航しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。

<北流時>



出典：海洋状況表示システム

<南流時>



※安芸灘南航路を通航する船舶の航行経路イメージ

経路両端の表示

経路は、バーチャルAIS航路標識により東端と西端を表示します。実際に灯浮標が設置されるものではありません。

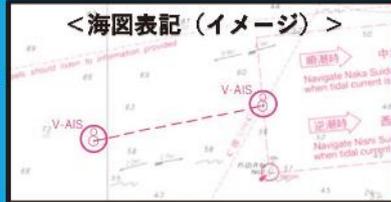
来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識  
V/KURUSHIMA-WEST-A  
北緯34-09-24 東経132-53-55

来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識  
V/KURUSHIMA-WEST-B  
北緯34-09-37 東経132-55-05

<レーダー画面(イメージ)>



<海図表記(イメージ)>



AIS非搭載船舶へのお願い

バーチャルAIS航路標識とは、実在しない航路標識をAISの信号により航海用レーダーや電子海図上にシンボルマークにして表示するものです。バーチャルAIS航路標識は、AIS非搭載船舶には表示されません。これら船舶は、最新の海図により経路を確認するとともに、GPSプロッター等への位置入力をお願いいたします。



令和6年3月作成